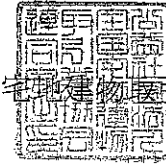


平成29年5月30日

都道府県協会会長殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会



政策推進委員長 小林



I T重説の法人間売買取引の社会実験に係る参加事業者の追加募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、国土交通省では、平成27年8月31日より実施した、I T重説に係る社会実験の検証結果を踏まえ、I T重説に係る賃貸取引については、10月からの本格運用に向けて準備を進めているところです。一方、法人間売買取引については、実施件数が2件にとどまったことから、平成29年8月を目途に一年間の社会実験を継続実施することがとりまとめられました。

このため、国土交通省においては、「法人間売買取引」を実施していただく宅建業者のみ追加募集することとしましたのでお知らせいたします。

《追加募集の概要》

1. 申請期間

平成29年5月31日(水)～6月28日(水) 18:00

2. 申請方法

国土交通省ホームページに設置されたI T重説システムにて申請。

URL: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000112.html

(申込に必要なIT重説システムマニュアルや必要なフォーマットは上記URLに記載されています。)

3. 申請結果の通知

国土交通省において必要な審査を実施した後、平成29年7月中旬を目途に、I T重説システムへご登録いただいたメールアドレス宛てに申請結果が通知されます。

[賃貸借契約に係るI T重要事項説明について]

賃貸借契約については本年10月を目途に本格運用が開始されることとなります。

国土交通省では、今後、宅建業法の解釈・運用の考え方(ガイドライン)を改正し、また、I T重説を実施する際に遵守すべき事項や留意すべき事項、具体的な手順などをまとめたマニュアルを作成することとします。正式な公表がなされましたら速やかにご案内させていただきます。

《本件に関するお問合せ》

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課

佐藤、二宮、中原 Tel: 03-5253-8111 (内線: 25131、25125)

以上